

眩川

発行 町 16
 28
 TEL 120
 7212
 集 課
 編 務 号
 総 1972. 20

永年性植物植付けに関する申し合せ

— 眩川町農業委員会 —

一、(目的)
 この申し合せ事項は、農地等の転用により永年性植物を植付けするときに、隣接する農地等所有者との紛争を未然に防止することを目的とする。

二、(植付けする場合の境界からの距離)
 隣接地の境界よりの距離は次のとおりとする。

- (1) 造林を主目的として植樹するときは境界線から四米とする。
- (2) 果実(くり、柿など)を主目的として植樹するときは、境界線から三米とし境界を越すものは切り除くこと。
- (3) 山林を境界する場合の植林は一米の距離を望みます。

三、(影切り)
 農地等の保護を目的とした影切

1. 食品の簡易な検査
2. スライドによる食品衛生の啓蒙
3. 食品衛生の主婦の心がまえ等を実施しますから多数御参加ください。

食品衛生移動教室の実施

(1)とき・ところ・対象地区
 十月十三日 一時から三時まで
 町公民館。中央地区

(2)とき・ところ・対象地区
 十月十二日 一時から三時まで
 町公民館。中央地区

十月十三日 一時から三時まで
 大谷小学校。大谷地区、



秋の交通安全

九月二十二日から十日間全国いっせいに秋の交通安全運動が行なわれています。この運動では、歩行者、とくに子どもと、おとしよりを交通事故から守ることを厳重点としており、車を運転される方も、道路を歩く方もみんなが次のことを守って交通事故のない住みよいまちづくりにつとめよう。

- 一、幼稚園や小学校の周辺はスクールゾーン内です。とくに子どもさんの交通安全の確保をはかる特定地域です。
- 二、スクールゾーン内では、絶対この子どもの事故を起さないよう車を運転される方は速度をおとし、安全運転を励行しましょう。
- 三、道路を横断するときは、手をあげ、右・左・右と安全を確かめ、車が止まってから渡りましょう。
- 四、おかしな人、小さい子どもをひとりで遊ばせておられません。心配になりませんか。とび出しによる事故が多く起きており、みんなので気をつけましょう。
- 五、飲酒運転をなくすため、家庭でぐるみ、職場ぐるみで酒を飲んだらハンドルをもたない。

一口医学

胸のつかえと

食道の病気

水や食物などを飲みこむとき胸がつかえるような感じがするようなら、食道に病気があると考えられます。

心配なのは食動が。食道はどの元すぎたところから胃にはいるまでの約二五cmのチューブです。飲みこまれた食物はその中をおしひろげるようになり、ゆるゆると、食道のどこかにガクができる、食物の通過障害、つまり胸がつかえるような感じがするわけです。

胸がつかえるからといってやわらかい食物で一時しのぎをかけたまま、くよくよ止配する前に、ともあれ検査を受けましょう。空腔時、のどのあたりになにかつかえたような感じがするが飲みこむ時はなんでもないというのはいわゆる神経性のもので、また胃が悪いと、胸がつかえたような感じがすることもあります。



第二回狂犬病予防注射実施について

昭和四十七年第二回目の狂犬病予防注射を次の日程により実施致しますので、所有犬に必ず予防注射を受けてください。

日程は次の通りです。

- 十月十六日(月)
- 中居谷集会所 午前九時～十時三十分
 - 正山小学校 午前十時～十時三十分
 - 宇和川集会所 午前十一時～十一時三十分
 - 予子林農協横 午後一時～二時
 - 中津集会所 午後二時三十分～三時
- 十月十七日(火)
- 大谷小学校下 午前九時～十時
 - 岩谷小学校下 午前十一時～十二時

- ※ 役場前 午後一時三十分～三時
- ※ 注射料金 三〇〇円
- ※ 訪問 六〇〇円以上
- ※ 不用犬回収 不用犬回収は従来通り注射場所にて引取ります。
- ※ 登録(未登録犬) 本年度未登録犬は、注射当日受け付けます。尚登録には印鑑が必要ですので御持参ください。
- ※ 「野犬のいない町、野犬をつくらない町」運動月間実施について
- ※ 野犬の発生の防止については格別のご尽力を煩わしておりますが、さらにこの対策を強力に

推進する必要がありますので、本年度は「野犬のいない町、野犬をつくらない町」を目標に全面的な運動を展開することにいたしましたので、全面的な援助と協力をお願いして野犬のいない町、野犬をつくらない町となりませう。皆様の一層のご協力をお願いします。

- (運動目標)
- 一、犬は捨てないようになりましょう。野犬は人の不注意によって増加しているのです。
 - 二、不用犬は役場に持参しましょう。不用犬、野犬の買上げを実施しております。持参される場合は毎月第二火曜日の午前中に持参ください。野犬を除きこの日以外は受取りません。
 - 三、犬はつないで飼いましょう。放し飼いは他人に迷惑をかけることです。
 - 四、正しい飼育方をしましょう。生後三ヶ月以上の所有者は役場に届いて犬の登録をしなければなりません。一年一回の登録と二年一回の注射を必ず受けましょう。未登録犬、未注射犬の所有者及び所有犬や県や町の条例で処罰されます。
 - 五、犬を運動させるときは、他人に不快感を与え、また迷惑をかけるないように、ふんの処理を衛生的にしよう。



ヘルス・ステーションの実施について

次の地区を対象として、地域住民の健康の保持及び増進を図ることを目的とし、健康に関する検診、相談、検査等を実施します。

1.対象地区 肱栄、大和、中野、小藪、下鹿野川、京造、上鹿野川、奥の山、貝の越、月野尾部落

2.日 時 十月六日(金) 午後一時から三時まで

3.場所 肱川町公民館

4.事業の内容

(1)成人病検診(四十才以上) 老人健康診査(六十五才以上)

尿検査、貧血検査、血液型測定、血圧測定、心電図検査、医師の診察、事後指導

(2)水道管理者講習 町全域の飲料水共同給水施設の管理者

8月のできごと

- 2日 衛生相談 (大谷) 子供会リーダー研修会(公民館)
3日 無医地区巡回診療 (中津)
5日 農業委員会 (公民館)
7日 町民プール出来型検査
9日 肱川町消防団夏季幹部訓練
10日 岩谷地区町政懇談会
11日 クリ出荷検討会 (農協)
15日 川まつり
16日 議員協議会 (公民館)
18日 団体ポート主将監督会議
19日 課長会 (役場)
21日 部落長定例会 (役場)
22日 郡内議員大会 (公民館)
23日 自農資金未納者滞納整理
24日 VYS建設隊入所式
25日 国土調査協力委員会(別館)
26日 老人クラブ会長会 (公民館)
29日 第2次農構事業実務研修会
30日 読書指導研修会 (公民館)
31日 議員職員ソフトボール大会

お知らせ

一、妊婦健康相談 とき、十月十六日、午後一時〜三時まで 肱川町公民館
二、乳幼児健康相談 とき、十月十九日、午後一時〜三時まで 肱川町公民館

なお詳しいことは、住民課までおたずねください。

昭和47年 10月分学校給食予定献立表 肱川町立学校給食センター

Table with 5 columns: 献立名, パン・牛乳, 黄の食品, 赤の食品, みどりの食品. Rows include items like きつねうどん, はちみつぜんざい, フルーツサラダ, etc.

とき、十月十九日、午後一時〜三時まで 肱川町公民館
その他希望者 までの赤ちゃん。
三才児健康診査 実施場所及時刻 十月十二日、午後一時三十分

十月十三日、午後一時三十分
十月二十日、午後一時三十分
三時、大谷小学校
三時、正山小学校
岩谷、予子林、中津地区の方は肱川町公民館へきて下さい。



